用語解説等

あ行

秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

秋田市環境基本条例に掲げる「人にも地球にもやさしいあきた」を目指し、再生可能 エネルギーの利用促進による地球温暖化防止および市民の環境意識の高揚を図るため、 太陽光発電の設置費の一部補助を実施している。

秋田市都市緑化の推進に関する条例

秋田市の都市緑化を推進し、良好な生活環境を確保することを目的に、市民の主体的な取り組みを支援していくための制度や都市緑化を推進していくための制度。

一般世帯

国勢調査の用語。次の 、 、 の世帯のことを言う。

住居と生計を共にする人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者 の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋な どに下宿している単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

エイジフレンドリーシティ

「高齢者にやさしい都市」という意味で、言葉はWHO(世界保健機関)のプロジェクトにおいて提唱された。WHOでは、世界各国で実施した聞き取り調査結果から、高齢者にやさしい都市かどうかは、8つのトピックについての検証が必要であると示した。さらに具体的な検証を行うため、8つのトピックごとにチェックリストも発表し、それぞれの都市が自己診断ツールとして活用することを推奨している。

NPO

Non-profit Organizationの略で、営利を目的としない民間団体を指し、民間非営利団体などと訳される。平成10年12月1日に施行された特定非営利活動促進法に基づき、まちづくりの推進等17分野に該当する活動を行う。同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得することができる。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

か行

環境共生住宅

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などが所有し、社員・職員のために供給または管理する 住宅。

居住支援協議会活動支援事業

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る。

グループリビング

高齢者自身が、高齢化による身体機能の減退と孤独感や不安を考え、従来、大家族が行ってきた、出来ることを出来る人が手分けして担いながら、食事や掃除を担当し他人同士で助け合って、食事や生活を共にする住まい方。知的障害者や認知症高齢者が介護者と共同生活するグループホームとは異なり、比較的健康な高齢者が対象となっている。

建築協定

「建築基準法」(昭和25年5月)に基づき、同法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。またそれをお互いが守っていくことにより、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるためのもの。なお、建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになる。

公営住宅

「公営住宅法」(昭和26年6月)に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設、買取り 又は借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅。

公営住宅長寿命化計画

公営住宅の長寿命化のため、コストの縮減に配慮しつつ、点検、予防保全的な修繕、耐久性の向上等を図る改善事業等を計画的に実施するための計画。

公的住宅

「公営住宅法」(昭和26年6月)による公営住宅、住宅地区改良事業による改良住宅、独立行政法人住宅金融支援機構が融通する資金によって建設・購入または改良される住宅、独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸しまたは譲渡する住宅、その他、国・政府機関・地方公共団体が建設する住宅、国・地方公共団体の補助金・貸付金等の財政援助に係る住宅。

コミュニティ

一般的には地域共同社会と訳される。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりで使われる。

さ行

サービス付き高齢者住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向け住宅で、国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度となっており、補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進している。

最低居住面積水準

「住生活基本法(平成18年6月)」に基づく住生活基本計画(全国計画)で示された、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

	最低居住面積水準
単身者	25 m²
2人以上の世帯	10㎡ × 世帯人数 + 10㎡

- 3歳未満:0.25人、3歳以上6歳未満:0.5人、6歳以上10歳未満:0.75人として 算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人 とする。
- ・ 世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除する。
- 次の場合は、上記の面積によらないことができる。

単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が 確保されている場合

適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水 洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当 する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きである。自然動態と社会動態を合わせ た人口の動きを「人口動態」という。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動きである。自然動態と社会動態を合わせた人口の動きを「人口動態」という。

住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めている。(平成18年6月)

住宅市場

個人の住宅建設、分譲住宅の購入、中古住宅の購入、賃貸住宅への入居、住宅のリフォームなど、経済主体の自由な意思に基づき、住宅サービスが生産され、取引され、消費される場。

住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成11年6月)に基づき、住宅の性能を第三者機関が客観的な基準に基づいて評価し、その結果を表示する制度。表示される性能は、構造の安定、火災時の安全、高齢者等への配慮など10分野にわたり、等級や数値などによって示される。新築・既存住宅(中古住宅)ともに対象となる。

省エネルギー

同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにして、余分なエネルギーの消費を抑えることにより、エネルギー消費量の削減を図ること。

新エネルギー

公的には「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」(平成9年4月)において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを示す。現在、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーとなっている。

新耐震基準

耐震基準とは、地震に対して、建築物を安全に設計するための基準であるが、1981年 (昭和56年)に導入された現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれており、中規模の 地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない 大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊 等の被害を生じないことを目標としている。

ストック

ある一時点に存在する物。住宅ストックとは、特に社会資産としての側面に着目した 現存する住宅のことをいう。

セーフティネット

「サーカスなどで、地上高く張られたロープの上で演技したりした場合に、うっかり落下しても怪我をしないよう、床の上に張られた網」から転じて、居住の面で困難な状況に陥った場合に援助したり、そのような事態になることを防止したりする仕組をいう。

た行

耐震診断

地震による倒壊を未然に防ぐため、地震により既存の建物に倒壊の恐れがあるかないかを把握すること。

地域優良賃貸住宅制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度。特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅を再編したもの。

地区計画

「都市計画法」(昭和43年6月)に基づき、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備、または開発及び保全するための都市計画。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成21年6月)に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅。なお、長期優良住宅の普及の促進に関する法律は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することや建替に係る費用の削減によって住宅に対する費用負担を軽減し、より豊かで優しい暮らしへの転換を図ることを目的としている。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

都市景観協定

建築物・工作物等の規模、位置、色彩及び緑化などについて、市民等が自ら締結する協定で、良好な都市景観の形成に寄与するものと市長が認定した協定。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者等の日常の生活行動の制約をできる限り排除するため、身体機能の低下や障害等に配慮した設計・仕様のこと。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等がある。

ま行

マンション

都市型共同住宅をさす。マンション建替え円滑化法では「二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。」と定義している。

や行

誘導居住面積水準

住生活基本計画(全国計画)で示された、世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現を前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市型誘導居住面積水準と一般型誘導居住面積水準がある。

ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者等の区別なく誰もが利用できる建築、空間、製品等をデザインすること。

ら行

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。 家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リフォーム

住宅改善のこと。主に局所的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替えることをいう。

緑地協定

都市緑地法(昭和48年9月)に基づく制度。良好な住環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。

統計資料について

【国勢調査】

- ・国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年(1920年)以来5年ごとに実施している。
- ・国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となる等、民主主義の基盤を成す統計となっている。また、国民の生活設計、企業の事業計画、学術研究機関の実証研究等、社会経済の発展を支える基盤となる統計でもある。
- ・国勢調査の結果は、個人・世帯を調査対象として社会経済の実態をとらえる標本調査の 標本抽出のために活用され、公的統計の体系整備に不可欠な情報である。
- 〔法的根拠〕「統計法」(我が国の統計に関する基本法)に5年ごとの実施を規定。
- 〔調査期日〕10月1日午前零時現在。
- 〔調査対象〕我が国に常住するすべての人(外国人を含む)。(注:統計法によって、個人情報が厳格に保護されており、また、すべての人に報告義務)
- 〔調査の流れ〕総務省 都道府県 市町村 指導員 調査員 世帯(注:指導員および調査 員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員)

【住宅・土地統計調査】

- ・住宅・土地統計調査は、我が国における住宅および住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びにこれらに居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国および地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の資料を得ることを目的としている。この調査は、昭和23年から5年ごとに行われ、平成20年住宅・土地統計調査は13回目に当たる。
- 〔法的根拠〕統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく指定統計調査(指定統計第 14 号を作成するための調査)であり、住宅・土地統計調査規則(昭和 57 年総理府令第 41 号)に基づいて実施。
- 〔調査期日〕10月1日午前零時現在。
- [調査対象] 全国の世帯の中から統計的な方法によって、約10分の1の割合で無作為に抽出。具体的には、全国を約50世帯ごとに区切った区域(国勢調査で設定されている各地域)の中から、約21万地域を住宅・土地統計調査の調査地域として、総務省統計局がコンピュータによって無作為に選定。その調査地域内にある住戸(住宅および住宅以外で人が居住している建物)の中から、統計理論に基づいて定めた方法により、調査対象となる住戸を無作為に選定された約350万の住戸とそこにお住まいの世帯が、調査の対象。
- 〔調査の流れ〕総務省 都道府県 市町村 指導員 調査員 世帯(注:指導員および調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員)

秋田市住生活基本計画

発 行 日 平成23年4月

発行・企画 秋田市都市整備部住宅整備課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-866-2134 FAX 018-866-2463

E-mail ro-cshs@city.akita.akita.jp